

株主各位

2020年6月19日

(証券コード 6641)

京都市右京区梅津高畝町47番地

日新電機株式会社

代表取締役社長 齋藤成雄

第162期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

本日開催の当社の第162期定時株主総会において、下記のとおり、報告を行うと共に、承認可決の決議を得て決定いたしましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第162期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人・監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
 2. 第162期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以上の2件の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第162期末の剰余金の処分については、期末配当として1株当たり16円（前期は17円）の普通配当を金銭で支払うことを決定いたしました。

また、その期末配当が効力を生じる日（配当金支払いの開始日）を2020年6月22日（月曜日）とすることを決定いたしました。

なお、第162期の中間配当を1株当たり16円（前期に比べ1円増配）といたしましたので、第162期の配当金総額は1株当たり年32円（前期と同じ）となります。

第2号議案 監査役4名選任の件

原案につき当社の監査役会の事前同意を得たうえ本件を付議いたし、原案どおり承認可決され、植野正、明石直義、田中等の3氏が当社の監査役に再選され、また、新たに松原洋子氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

田中等及び松原洋子の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

〔付 記〕

1. 本株主総会終了後の当社取締役会の決議に基づき、執行役員の一部を変更し、当社の取締役・執行役員につき次のとおり決定いたしました。

〔永田幸一及び松本義明の2氏は本日付で、当社の取締役（常務）を退任し常任顧問に就任いたしました。なお、本日付で当社理事の森口秀樹及び大門剛の2氏が新たに当社の執行役員に就任し、また、執行役員を退任した立元正人氏は当社の嘱託社員に就きました。〕

代表取締役会長 小 畑 英 明

代表取締役社長 齋 藤 成 雄

代表取締役専務取締役 延 昌 秀

常務取締役（常務執行役員） 寺 本 幸 文

取締役
〔社外取締役<非常勤>
独立役員〕 百 合 野 正 博

取締役
〔社外取締役<非常勤>
独立役員〕 平 林 幸 子

専務執行役員 松 下 芳 弘

常務執行役員 天 海 秀 樹

常務執行役員 小 林 賢 司

常務執行役員 西 川 公 人

執行役員	長井宣夫
執行役員	重田悦雄
執行役員	田口徹也
執行役員	渡邊克治
執行役員	久保田圭司
執行役員	筏達也
執行役員	奥田朗人
執行役員	川上重男
執行役員	新田和久
執行役員	森口秀樹 (執行役員の新任)
執行役員	大門剛 (執行役員の新任)

2. 本株主総会終了後の当社監査役会の決議に基づき、植野正及び明石直義の2氏が監査役(常勤)に選定され、それぞれ就任した結果、当社の監査役5氏(そのうち社外監査役は田中等、佐伯剛、松原洋子の3氏)につき、次のとおりとなりました。

〔森田衛氏は本日付けで当社の監査役(社外監査役)を任期満了により退任いたしました。〕

監査役 (常勤)	植野正
-------------	-----

監査役 (常勤)	明石直義
-------------	------

監査役 〔社外監査役<非常勤> 独立役員〕	田中等
-----------------------------	-----

監査役 〔社外監査役<非常勤> 独立役員〕	佐伯剛
-----------------------------	-----

監査役 〔社外監査役<非常勤> 独立役員〕	松原洋子	〔監査役(社外) 監査役)の新任〕
-----------------------------	------	----------------------

なお、社外取締役の百合野正博、平林幸子と社外監査役の田中等、佐伯剛、松原洋子の5氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づき一般株主保護のため確保する独立役員であります。

お 知 ら せ

第162期「期末配当金」のお支払い等について

1. 第162期の期末配当金は、本年6月22日（月曜日）からお支払いしますので、同封の「第162期 期末配当金領収証」に基づき、お近くの「ゆうちょ銀行」の全国本支店・出張所または「郵便局」で、払い渡しの期間（本年6月22日から本年7月22日まで）内でのお受け取りをお願いいたします。

同封の「配当金計算書」は、租税特別措置法に基づき作成する「支払通知書」を兼ねており、確定申告を行う際の添付資料としてご使用できますので、お手元での保管をお願いいたします。

なお、すでに配当金の振込先をご指定の方には、「お振込先について」を同封していますので、ご確認をお願いいたします。

2. 2009年1月5日施行の「株券電子化」に関連し、当社株券を証券保管振替機構（ほふり）に預託すべく証券会社にご口座を開設する手続きをお済ませでない株主各位におかれましては、三井住友信託銀行株式会社に「特別口座」を開設しております。

その「特別口座」では、単元未満株式以外の当社株式の売買ができず、ご不便かとも存じますので、証券会社にご口座を開設したうえ、当社株式を「特別口座」から移されることをご推奨申しあげます。

（その「特別口座」に関連するお問い合わせは、三井住友信託銀行の ☎ 0120-782-031あてをお願いいたします。）

以 上